

## 1 事業名

所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

地方自治法の一部改正に伴い会計年度任用職員に対する勤勉手当の規定を新設するとともに、令和5年8月7日の人事院勧告において、国家公務員に在宅勤務等手当の新設が勧告されたことに鑑み、本市企業職員の一般職員及び会計年度任用職員についても国家公務員に準じた措置とするため、所要の改正を行うものである。

## 【改正概要】

## (1) 勤勉手当の新設

対 象：企業職員（会計年度任用職員に限る。）

区 分	勤勉手当支給割合
6月支給分	1.025月
12月支給分	1.025月
年間支給割合	2.05月

（令和6年4月1日から適用）

## (2) 在宅勤務等手当の新設

対 象：住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、一定の期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた企業職員（会計年度任用職員を含む。）

金 額：月額3,000円

施行期日：令和6年4月1日

## 3 他自治体の類似する政策等

勤勉手当については、法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正等を予定している。

在宅勤務等手当については、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。

- 4 市民参加の実施の有無とその内容  
なし
- 5 関係法令、基本計画との整合性  
地方自治法、地方公務員法、地方公営企業法
- 6 事業費及びその財源等  
**【改正による影響額】**
  - (1) 勤勉手当の新設  
2,938 千円
  - (2) 在宅勤務等手当の新設  
432 千円
- 7 その他  
添付資料
  - ・新旧対照表

新

旧

議案第40号 所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(給与の種類)

第2条 略

- 2 職員（会計年度任用職員を除く。）の給与の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当とする。
- 3 会計年度任用職員の給与の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当とする。

(給与の種類)

第2条 略

- 2 職員（会計年度任用職員を除く。）の給与の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当とする。
- 3 会計年度任用職員の給与の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び宿日直手当とする。